

第 6375 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 7日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 未婚のひとり親に対する税制上の措置

Q : 令和2年の税制改正で、未婚ひとり親に対する税制上の措置が講じられたとか。どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

令和2年の税制改正では、未婚のひとり親に対する税制上の措置(所得税)が講じられました。具体的な内容は、次のとおりです。

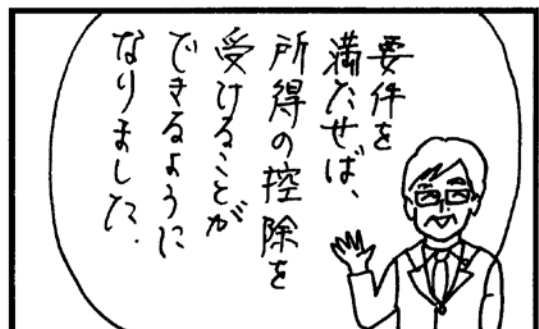
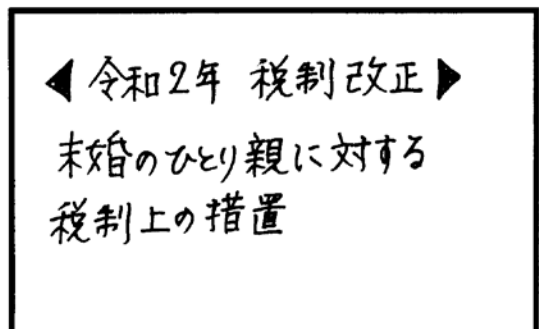
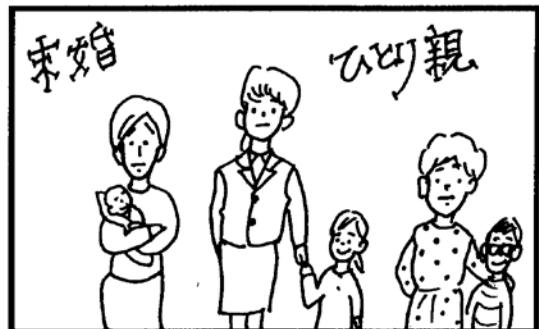
現に婚姻をしていない者のうち次の要件を満たす居住者は、その年分の総所得金額等から35万円が控除(所得控除)されます。ただし、寡婦又は寡夫は除かれます。

- ① その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る)を有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ 次の要件のいずれかを満たすこと

イ. その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合は、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は見届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載された者がいないこと

ロ. その者が住民票に世帯主と記載されていない者でない場合は、その者の住民票に世帯主との続柄として見届の妻又は見届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと

この改正は、令和2年分以後の所得税に適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】